

総合整備計画書

香川県 さぬき市 多和辺地

(辺地の人口 455 人 面積 13.86k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 さぬき市多和
- (2) 地域の中心の位置 さぬき市多和兼割93番地1
- (3) 辺地度数 182点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

3 公共的施設の整備計画

平成31年度から平成33年度まで 3年間

(単位 千円)

| 施設名 | 区分 事業 主体名 | 事業費 | 財源内訳 | | 一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額 |
|-------------------|-----------------|--------|--------|--------|----------------------------|
| | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 林道矢筈太郎兵衛 線改良事業 | さぬき市 | 87,200 | 61,600 | 25,600 | 25,600 |
| 合計 | | 87,200 | 61,600 | 25,600 | 25,600 |

平成31年さぬき市議会第1回定例会議案

平成31年3月18日提出

市長提出議案

議案第37号 さぬき市選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

議案第 37 号

さぬき市選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

さぬき市選挙公報の発行に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 18 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市選挙公報の発行に関する条例（平成14年さぬき市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づく」を「基づき、さぬき市議会議員及びさぬき市長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における」に改める。

第2条中「市議会議員及び市長の選挙について」を「前条に規定する選挙が行われるときは」に改め、「（選挙の一部無効による再選挙を除く。）」を削る。

第5条中「期日前2日」を「期日の前日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、前項の規定によるもののほか、新聞折込みその他これに準ずる方法により同項の配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所、支所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。